

令和8年7月27 日

福井県知事 様

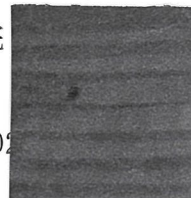


福井県敦賀市津内町3丁目8番12号

医療法人 三宅眼科医院

理事長 三宅 幸

電話 0770(23)00



決 算 届

令和7年5月1日から令和8年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

〔添付書類〕

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

事業報告書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 三宅眼科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 福井県敦賀市津内町3丁目8番12号

(3) 設立認可年月日 平成 1 年 6 月 2 5 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 年 7 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	三宅 幸	
理 事	三宅 桂子	
同	河原崎 文	
監 事	中村 義則	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病床数
眼科医院 診療所	医療法人 三宅眼科医院	1810214187	福井県敦賀市津内町3丁目8番 12号	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 2 5 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 6 月 2 5 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 三宅眼科医院
所在地 福井県敦賀市津内町3丁目8番12号

※医療法人整理番号 00308

財 産 目 録

(令和 8年 4月30日現在)

1. 資 産 額 121,523千円
2. 負 債 額 22,891千円
3. 純 資 産 額 98,632千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	61,529
B 固 定 資 産	59,994
C 資 産 合 計 (A + B)	121,523
D 負 債 合 計	22,891
E 純 資 産 (C - D)	98,632

土 地	(☐ 法人所有	☐ 賃借	■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物	(☐ 法人所有	☐ 賃借	■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式 3 - 2

法人名 医療法人 三宅眼科医院
所在地 敦賀市津内町 3 丁目 8 番 1 2 号

※医療法人整理番号 00368

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	61,529	I 流 動 負 債	6,308
II 固 定 資 産	59,994	II 固 定 負 債	16,583
1 有 形 固 定 資 産	49,926	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	314	負 債 合 計	22,891
3 そ の 他 の 資 産	9,754	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	40,000
		II 積 立 金	58,632
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	98,632
資 産 合 計	121,523	負債・純資産合計	121,523

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 三宅眼科医院
所在地 敦賀市津内町 3 丁目 8 番 1 2 号

※医療法人整理番号 00308

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	82,424
2 事 業 費 用	86,074
本来業務事業利益	△ 3,650
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 利 益	△ 3,650
II 事業外収益	1,128
III 事業外費用	188
経 常 利 益	△ 2,710
IV 特別利益	4,165
V 特別損失	2,310
税 引 前 当 期 純 利 益	△ 855
法 人 税 等	206
当 期 純 利 益	△ 1,061

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 三宅眼科医院
所在地 福井県敦賀市津内町3丁目8番12号

※医療法人整理番号 00368

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 三宅眼科医院

理事長 三宅 幸 殿

私は、医療法人 三宅眼科医院の平成37会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類・すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 2 5 日

医療法人 三宅眼科医院

監事 中村 義則

